

第 222 回新潟海区漁業調整委員会議事録

- 1 招集状送付年月日 令和 8 年 5 月 21 日（木）
- 2 開催日時 令和 8 年 6 月 16 日（火）13 時 30 分
- 3 開催場所 新潟県水産会館 2 階会議室
新潟県新潟市中央区万代島 2 番 1 号
- 4 出席者
定数 15 名
新潟海区漁業調整委員会委員（10 名出席）
土屋貞男、渡邊廣吉、磯谷光一、関本貢、葛西澄人、富樫聡、内田千秋、
高橋千洋、大越順一、塚田政直
新潟海区漁業調整委員会事務局
本間書記長、井上主査、野内書記
新潟県農林水産部水産課
岸原係長（調整係）、五十嵐主任（資源対策係）、小林主任（調整係）
- 5 議 題
 - （1）まさば・ごまさば、ずわいがに、まだら、ぶり及びべにずわいがにの知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）
 - （2）令和 8 年知事許可漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
 - （3）適格性の喪失等による許可等の取消し等について（諮問）
 - （4）全国海区漁業調整委員会連合会への要望事項について（協議）
 - （5）くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - （6）その他

6 会議の顚末

(13 : 30)

事務局(井上)

- ・定刻となりましたので、ただいまより第 222 回新潟海区漁業調整委員会を開催します。
- ・まずはじめに、土屋会長よりご挨拶をお願いします。

土屋会長

[挨拶]

事務局(井上)

- ・本日の委員の出席状況について報告いたします。
 - ・本日は、10 名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第 6 条の規定により、この委員会が成立することを報告します。
 - ・次に本日の会議資料を確認します。
- [資料の確認]
- ・それでは、会長から議事の進行をお願いします。

土屋会長

- ・ただいまより第 222 回新潟海区漁業調整委員会を開会します。
- ・それでは、議事に入る前に議事録署名人を指名させて頂いてよろしいでしょうか。

一 同

[異議なし]

土屋会長

- ・今回の議事録署名人は、磯谷委員、富樫委員をお願いします。
- ・それでは議事に入ります。
- ・議題（１）「まさば・ごまさば、ずわいがに、まだら、ぶり及びべにずわいがにの知事管理漁獲可能量の当初配分について」は知事からの諮問事項です。県から諮問をお願いします。

本間課長

[諮問文を朗読]

土屋会長

- ・ただいま、県から諮問を受領しました。
- ・引き続き、諮問事項について説明をお願いします。

五十嵐主任	[資料 1 に基づき説明]
土屋会長	・ただいま、議題（１）についての説明がありました。ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
土屋会長	・意見等はないようですので、原案どおりで差し支えないこととしてよろしいでしょうか。
一 同	[異議なし]
土屋会長	・それでは議題（１）については、原案どおりとして差し支えない旨、知事へ答申することとします。 ・次に議題（２）「令和８年知事許可漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間について」は、知事からの諮問事項です。県から諮問をお願いします。
本間課長	[諮問文を朗読]
土屋会長	・ただいま、県から諮問を受領しました。 ・引き続き、議題（２）について説明をお願いします。
小林主任	[資料 2 に基づき説明]
土屋会長	・ただいま、議題（２）について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
土屋会長	・意見等はないようですので、議題（２）については原案どおりで差し支えないこととしてよろしいでしょうか。
一 同	[異議なし]
土屋会長	・それでは議題（２）の諮問事項については、原案どおりとして差し支えない旨、知事へ答申することとします。 ・続いて、議題（３）「適格性の喪失等による許可等の取消し等について」は、県からの諮問事項です。県から諮問をお願いします。

本間課長	[諮問文を朗読]
土屋会長	・ただいま、県から諮問を受領しました。 ・引き続き、議題（３）について説明をお願いします。
小林主任	[資料３に基づき説明]
土屋会長	・ただいま、議題（３）について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
土屋会長	・新潟、佐渡の両海区に係る話だと思いますが、違反があった場所について教えていただけますでしょうか。
小林主任	・違反があった場所は粟島沖です。
富樫委員	・佐渡の船が粟島周辺まで来ているのは何年経っても変わっていません。前より和らいだ気はしますが、今このような話を聞き、もう少し厳しい処分をしても良いのではないかと思います。
本間課長	・今般の事案については常日頃から注視しており、刑事罰の他に停泊処分もかけて是正を心がけています。水産課も海上保安庁や水産庁と連携し重点的に取締りを行ってまいりますので、疑義情報等ありましたら水産課までお願いしたいと思います。
葛西委員	・現行犯で捕まえた場合はどうなるのでしょうか。
本間課長	・現行犯の場合は送致され、刑事罰に並行して行政処分をすることになります。なお、今回の事案においては若干時間がかかっていますが、行政事務の進め方的には適正な期間かと思っています。
土屋会長	・こちらの情報は公表されるのでしょうか。また、遊漁船の場合はどうなるのでしょうか。

本間課長	・この事柄については公表されません。遊漁船の場合は法に基づき HP 等で公表されます。遊漁船は利用者の安全確保の観点からそのような処分となっていますが、漁業法関係の違反については対外的な影響が少ないと思います。
土屋会長	・他に意見等ないようですので、議題（３）の諮問事項については、原案どおりとして差し支えない旨、知事へ答申することとします。 ・続いて、議題（４）「全国海区漁業調整委員会連合会への要望事項について」事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	[資料４に基づき説明]
土屋会長	・ただいま、議題（４）について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
葛西委員	・各県の動きや意見としてはどのようなものがあるのでしょうか。
事務局(井上)	・今年度から要望の方法も大きく変わり、他県がどのように考えてたたき台に意見を出すかはまだ読めません。ですが、今年度のやり方は各県ごとの特色が薄まりがちになるのではないかと考えています。
土屋会長	・毎年、無制限に要望が増えていく中ではありますが、各県の要望が否定される訳ではないと認識しています。新潟海区としては、特に訴えたいことがあれば今後も皆様と協議をし、引き続き国に対し要望していきたいと思います。
土屋会長	・他に意見等ないようですので、議題（４）については、案のとおり要望することとします。 ・続いて、議題（５）「くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について」説明をお願いします。

五十嵐主任	・[資料5に基づき説明]
土屋会長	・ただいま、議題（5）について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
土屋会長	・くろまぐろは現在資源が相当増えていると認識しています。国際会議を経てTACが決定されると思いますが、今後増枠の見込みはあるのでしょうか。
五十嵐主任	・例年7月にWCPFC北小委員会という国際会議が開催されます。国の方針では、資源が増大したことに伴い自動的に増枠させるという提案をします。なお、昨年も同様のことを訴えてはいましたが、採択とはなりませんでした。国としては譲歩できるところは譲歩し、自動的な増枠に繋げられるよう引き続き提案するという情報が入っています。最終的な採択は12月となりますが、このことについて情報等が入りましたら海区の間でもお話できればと思います。
本間課長	・漁獲量が増えていることは県も把握しています。6月9日にはくろまぐろの資源量が増大しているため増枠をしてほしいとの要望を農水省に対し行ってまいりました。回答としては国際資源なので、この場で即答はできないとのことでしたが、県の状況を資源管理部長にお示ししてきたところです。
磯谷委員	・まぐろを釣るために出てくる違法な船外機船等の取締りを強化してほしいと思います。何か事故があれば我々が救助に向かわなければならないので、資源が増大しているとはいっても色々と懸念することがあるのが現状です。
本間課長	・磯谷委員がご指摘されている遊漁の件についてですが、水産課としては水産庁や海上保安庁と連携しながら巡視活動を進めてまいりたいと思います。最近では巧妙な活

	動をするプレジャーボートも多くあると聞いておりますので、情報等があれば皆様からご提供いただきたいと思います。
磯谷委員	・まぐろ釣りに出る遊漁者は届出を行っているわけですから、届出済みであることが明確になる目印があれば良いと思いました。
本間課長	・危険を考えず出ていく SUP 等も増えていますので、国にもこうした情報を伝えながら改善するよう心がけたいと思います。
土屋会長	・他に意見等はないようですので、議題（５）について終わります。 ・続いて、議題（６）「その他」ですが、事務局、委員の皆様から何かありますか。
関本委員	・中越地区のごち網の許可について状況を教えてください。
本間課長	・各組合長をはじめ協議中であることは水産課としても承知しています。新規許可の考え方については、その海区に影響する場所の調整が済んでいれば追加、区域変更等で柔軟な対応をしたいと考えています。その部分で難儀されているのは承知していますが、中越地区は佐渡側とも競合するエリアであり、佐渡地区の刺網の方々と各浜々で協定を結ばれており、それに影響が及ぶと思います。もしルールが変更されることになれば、佐渡側の了解を得ないと前に進まないと思います。このため、労力と時間はかかると思いますが、佐渡側の関係する漁業者と調整を図っていただきたいのが県としてのお願いです。
関本委員	・何か良い案があれば提案をお願いしたいと思います。
本間課長	・佐渡側、中越側のどちらかに偏って「こうすれば良い」

と申し上げることはできかねますが、漁業者の皆様のバックアップは可能かと思います。根気強く合意の線を見つけていただきたいと思います。

土屋会長

- ・他に無いようでしたら、本日予定しておりました議題について審議を終了しましたので、これにて第 222 回新潟海区漁業調整委員会は、終了とさせていただきます。

終了：14:30